



「再活」×2

不動産を「再活」し、日本を「再活」する。



平成 30 年 3 月 23 日

各位

会社名 株式会社アルデプロ  
代表者名 代表取締役社長 椎塚裕一  
(コード番号 8925 東証二部)  
問合せ先 執行役員社長室長 荻坂昌次郎  
(TEL 03-5367-2001)

## 業務提携に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 24 日付「仮想通貨による不動産決済サービス開始および第 1 号・仮想通貨による不動産売買契約の締結ならびに決済完了に関するお知らせ」(以下「平成 30 年 2 月 24 日付お知らせ」といいます。)にて仮想通貨による不動産決済サービスを開始したことをお知らせいたしました。本日開催の当社取締役会にて、当該サービスに関連して、株式会社ファステップス(以下「ファステップス」といいます。)の孫会社である BIT ONE HONG KONG LIMITED(以下「Bit One 香港」といいます。)と業務提携基本契約(以下「本件契約」といいます。)を締結することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本件契約の内容および締結理由

当社は、平成 30 年 2 月 24 日付お知らせにて仮想通貨による不動産決済サービスを開始することをお知らせいたしました。当該サービスにより当社が仮想通貨での決済も可能と位置づけている販売用不動産は、最大でも、日本全国に点在する収益レジデンス約 240 棟になります。

当社グループは、今後、上記仮想通貨決済も可能と位置づける販売用不動産を法定通貨に限定せず、買主の要望があれば、仮想通貨での不動産決済に応じてまいります。

そこで、仮想通貨を法定通貨に換金するに当たり、現在香港で仮想通貨取引所の開設準備を進めている Bit One 香港と業務提携を行い、仮想通貨を法定通貨に換金する際の助言をいただくことといたしました。それに加えて、当社不動産を販売する際の仮想通貨によるプライシングについても、助言をいただくことになっております。

なお、Bit One 香港及びアルデプロは、日本における仮想通貨交換業の登録が必要となる業務を行う予定はございません。

#### 2. 契約締結先選定の理由

Bit One 香港は、東京証券取引所第二部上場のファステップスの孫会社です。ファステップスを筆頭とする Bit One 香港を含むファステップスグループでは、現在、一方で日本国内および香港において、仮想通貨取引所の運営事業開始に向けて手続きを進めつつ、他方

で仮想通貨のマイニング事業を展開しております。また、ファステップスグループは、その仮想通貨取引所システムの開発・構築を担う業務提携先であるカレンシーポート株式会社およびブロックチェーン技術の有効活用に詳しい高城勝信氏ら、多くの仮想通貨に精通する方々と協力関係にあることから、その将来性を見込み、今回、契約締結先として選定いたしました。なお、高城勝信氏は日本アイ・ビー・エム株式会社に17年勤務し、ITアーキテクトとして多くの先進技術を利用した実プロジェクトを成功させた経験を持ち、最近ではフィンテックおよびブロックチェーン技術のエバンジェリストとして活躍されております。

### 3. 契約締結先の概要

(1) 名 称	BIT ONE HONG KONG LIMITED	
(2) 所 在 地	FLAT A 25/F BLK 3 GOLDEN DRAGON IND CTR 182-190 TAI LIN PAI RD KWAI FONG KLN HONG KONG	
(3) 代表者の役職・氏名	Director 木村 淳一	
(4) 事 業 内 容	仮想通貨取引所の運営	
(5) 資 本 金	4,000,000HK\$	
(6) 設 立 年 月 日	2018年1月22日	
(7) 大株主および持株比率	株式会社ビットワン 75%	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 設立が2018年1月22日のため、最近3年間の連結経営成績および連結財政状態の記載は省略しております。

### 4. 日程

- (1) 取締役会決議日 平成30年3月23日
- (2) 契約締結日 平成30年3月23日

### 5. 今後の見通しについて

本件契約による今期業績に与える影響は未定です。また、具体的な提携内容等は後日都度決定していく予定です。なお、上記のとおり仮想通貨での当社保有不動産の売却がなされた場合、本件契約により、受領した仮想通貨の法定通貨への換金に際して最大限損失が生じないようにアドバイスをいただく予定です。また、間接的に当社保有不動産の売却につながることも予想されます。今後、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示してまいります。

以上